

議案第 5 2 号

長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例について

長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、使用料及び手数料の適正化に関する方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行うことに関し、長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

(長久手市使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 長久手市使用料及び手数料条例（平成 1 2 年長久手町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 3 条関係） 【別記 1 参照】 注 1 ～ 3（略）	別表第 1（第 3 条関係） 【別記 1 参照】 注 1 ～ 3（略）

【別記 1】

改正後

種類	金額	徴収の時期	備考
土地の項（略）			
建物	使用面積 1 平方メートル 1 月につき <u>6 4 0 円</u> 。ただし、使用の態様、類似のものの使用料その他の事情を考慮して、市長が適当でないと認めるときは、これらの事情を勘案してその都度市長が定める額とする。	使用の許可を受けたとき。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。	法 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けた場合に限る。

改正前

種類	金額	徴収の時期	備考
土地の項 (略)			
建物	使用面積 1 平方メートル 1 月につき <u>4 3 0 円</u> 。た だし、使用の態様、類似 のものの使用料その他の 事情を考慮して、市長が 適当でないと認めるとき は、これらの事情を勘案 してその都度市長が定め る額とする。	使用の許可を受けたと き。ただし、市長が特 別な理由があると認め たときは、この限りで ない。	法 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定による許可 を受けた場合に限 る。

(長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 長久手市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和 5 4 年長久手町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 5 条関係） 【別記 2 参照】	別表第 1（第 5 条関係） 【別記 2 参照】
別表第 2（第 5 条関係） 【別記 3 参照】 備考 (略)	別表第 2（第 5 条関係） 【別記 3 参照】 備考 (略)
別表第 3（第 5 条関係） 【別記 4 参照】	別表第 3（第 5 条関係） 【別記 4 参照】

【別記 2】

改正後

施設名	区分	時間帯	使用料
市民野球場	野球場	午前 9 時～正午	一律 <u>2, 7 9 0 円</u>
		正午～午後 3 時	
		午後 3 時～午後 6 時	
		午後 6 時～午後 9 時	
	夜間照明 設備		1 時間 <u>7, 7 5 0</u> 円
市民野球場管理棟の項 (略)			
市民及び菖 蒲池テニス コート	テニスコ ート	午前 9 時～午前 1 1 時	一律 <u>7 8 0 円</u>
		午前 1 1 時～午後 1 時	
		午後 1 時～午後 3 時	
		午後 3 時～午後 5 時	

改正前

施設名	区分	時間帯	使用料
市民野球場	野球場	午前 9 時～正午	一律 <u>3, 2 4 0 円</u>
		正午～午後 3 時	
		午後 3 時～午後 6 時	
		午後 6 時～午後 9 時	
	夜間照明 設備		1 時間 <u>5, 3 3 0</u> 円
市民野球場管理棟の項 (略)			
市民及び菖 蒲池テニス	テニスコ ート	午前 9 時～午前 1 1 時	一律 <u>5 9 0 円</u>
		午前 1 1 時～午後 1 時	

コート	午後 1 時～午後 3 時
	午後 3 時～午後 5 時

【別記 3】

改正後

施設名	区分	時間帯		使用料
杣ヶ池体育館	アリーナ	半面	午前 9 時～正午	一律 <u>3, 1 6 0 円</u>
			正午～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 6 時	
			午後 6 時～午後 9 時	<u>4, 2 7 0 円</u>
			午後 3 時～午後 5 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日・祝」という。）」	<u>2, 1 1 0 円</u>
		全面	午前 9 時～正午	一律 <u>6, 3 3 0 円</u>
			正午～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 6 時	
			午後 6 時～午後 9 時	<u>8, 5 5 0 円</u>
			午後 3 時～午後 5 時（日・祝）	<u>4, 2 2 0 円</u>
	柔剣道場	半面	午前 9 時～正午	一律 <u>2, 4 3 0 円</u>
			正午～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 6 時	
			午後 6 時～午後 9 時	

			午後 3 時～午後 5 時（日・祝）	<u>1, 6 2 0 円</u>
		全面	午前 9 時～正午	一律 <u>4, 8 6 0 円</u>
			正午～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 6 時	
			午後 6 時～午後 9 時	
			午後 3 時～午後 5 時（日・祝）	<u>3, 2 4 0 円</u>
	会議室	半面	1 時間につき	2 2 0 円
		全面	1 時間につき	<u>4 4 0 円</u>
	トレーニングルーム	1 回		<u>3 9 0 円</u>
		1 箇所 月		<u>5, 9 2 0 円</u>
	卓球室	1 台	1 時間につき	<u>2 4 0 円</u>
杣ヶ池テニスコート	テニスコート		午前 9 時～午前 1 1 時	一律 1 面 <u>7 8 0 円</u>
			午前 1 1 時～午後 1 時	
			午後 1 時～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 5 時	
			午後 6 時～午後 8 時	
	夜間照明設備			1 時間 2 2 0 円

改正前

施設名	区分	時間帯		使用料
杣ヶ池体育館	アリーナ	半面	午前 9 時～正午	一律 <u>1, 6 2 0 円</u>
			正午～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 6 時	

		午後 6 時～午後 9 時	<u>2, 7 2 0 円</u>
		午後 3 時～午後 5 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日・祝」という。））	<u>1, 0 8 0 円</u>
	全面	午前 9 時～正午	一律 <u>3, 2 4 0 円</u>
		正午～午後 3 時	
		午後 3 時～午後 6 時	
		午後 6 時～午後 9 時	<u>5, 4 4 0 円</u>
		午後 3 時～午後 5 時（日・祝）	<u>2, 1 6 0 円</u>
	柔剣道場	半面	一律 <u>1, 0 8 0 円</u>
			<u>7 2 0 円</u>
		全面	一律 <u>2, 1 6 0 円</u>
			<u>1, 4 4 0 円</u>
会議室	半面	1 時間につき	2 2 0 円
	全面	1 時間につき	<u>3 7 0 円</u>

	トレーニングルーム	1 回		<u>1 6 0 円</u>
		1 箇月		<u>2, 4 3 0 円</u>
	卓球室	1 台	1 時間につき	<u>1 6 0 円</u>
杣ヶ池テニスコート	テニスコート		午前 9 時～午前 1 1 時	一律 1 面 <u>5 9 0 円</u>
			午前 1 1 時～午後 1 時	
			午後 1 時～午後 3 時	
			午後 3 時～午後 5 時	
			午後 6 時～午後 8 時	
	夜間照明設備			1 時間 2 2 0 円

【別記 4】

改正後

施設名	区分	時間帯	使用料
長久手スポーツの杜	野球場（野球、ソフトボール、サッカー他）	午前 9 時～正午 正午～午後 3 時 午後 3 時～午後 6 時 午後 6 時～午後 9 時	一律 <u>4, 8 6 0 円</u>
	多目的広場（陸上競技、ソフトボール、サッカー他）	午前 9 時～正午 正午～午後 3 時 午後 3 時～午後 6 時 午後 6 時～午後 9 時	一律 <u>4, 8 6 0 円</u>
	夜間照明設備		1 時間 <u>7, 7 5 0 円</u>

改正前

施設名	区分	時間帯	使用料
長久手スポーツの杜	野球場（野球、ソフトボール、サッカー他）	午前 9 時～正午 正午～午後 3 時 午後 3 時～午後 6 時 午後 6 時～午後 9 時	一律 <u>3, 2 4 0 円</u>
	多目的広場（陸上競技、ソフトボール、サッカー他）	午前 9 時～正午 正午～午後 3 時 午後 3 時～午後 6 時 午後 6 時～午後 9 時	一律 <u>3, 2 4 0 円</u>
	夜間照明設備		1 時間 <u>5, 3 3 0 円</u>

（長久手市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 3 条 長久手市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和 61 年長久手町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 9 条関係） 長久手市農村環境改善センター使用料 【別記 5 参照】	別表（第 9 条関係） 長久手市農村環境改善センター使用料 【別記 5 参照】

【別記 5】

改正後

区分 室名	使用料金（円）		
	9：00～18：00	18：00～21：00	9：00～21：00
		0	
多目的ホール	1時間につき <u>460</u>	1時間につき <u>960</u>	<u>7,020</u>
会議室	1時間につき <u>200</u>	1時間につき <u>200</u>	<u>2,400</u>
教養室の項（略）			

改正前

区分 室名	使用料金（円）		
	9：00～18：00	18：00～21：00	9：00～21：00
		0	
多目的ホール	1時間につき <u>310</u>	1時間につき <u>640</u>	<u>4,710</u>
会議室	1時間につき <u>190</u>	1時間につき <u>190</u>	<u>2,280</u>
教養室の項（略）			

（長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例（平成4年長久手町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）

【別記 6 参照】	【別記 6 参照】
-----------	-----------

【別記 6】

改正後

名称 \ 使用区分	午前 9 時から午後 5 時まで
A V ルーム	1 時間につき <u>7 7 0 円</u>
ギャラリースペース	1 時間につき <u>3 1 0 円</u>

改正前

名称 \ 使用区分	午前 9 時から午後 5 時まで
A V ルーム	1 時間につき <u>7 2 0 円</u>
ギャラリースペース	1 時間につき <u>2 9 0 円</u>

（色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 5 条 色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例（平成 8 年長久手町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 6 条関係） 【別記 7 参照】	別表（第 6 条関係） 【別記 7 参照】

【別記 7】

改正後

施設名	区分	時間帯	使用料
茶室管理棟	さつきの間（和室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>5 5 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>6 9 0 円</u>
	かえでの間（和室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>5 5 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>6 9 0 円</u>
	胡牀庵（茶室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>6 9 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>9 4 0 円</u>

改正前

施設名	区分	時間帯	使用料
茶室管理棟	さつきの間（和室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>3 7 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>4 6 0 円</u>
	かえでの間（和室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>3 7 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>4 6 0 円</u>
	胡牀庵（茶室）	午前 9 時 3 0 分～正午	<u>4 6 0 円</u>
		午後 1 時～午後 4 時	<u>6 3 0 円</u>

（長久手交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 6 条 長久手交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成 8 年長久手町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 9 条関係） 【別記 8 参照】	別表（第 9 条関係） 【別記 8 参照】

【別記 8】

改正後

区分	使用料
多目的室	1 時間につき <u>9 1 0 円</u>
大会議室（全面）	1 時間につき <u>6 6 0 円</u>
（半面）	1 時間につき <u>3 3 0 円</u>
中会議室 1	1 時間につき <u>3 6 0 円</u>
中会議室 2	1 時間につき <u>2 7 0 円</u>
小会議室	1 時間につき <u>2 2 0 円</u>

改正前

区分	使用料
多目的室	1 時間につき <u>6 1 0 円</u>
大会議室（全面）	1 時間につき <u>4 4 0 円</u>
（半面）	1 時間につき <u>2 2 0 円</u>
中会議室 1	1 時間につき <u>2 4 0 円</u>
中会議室 2	1 時間につき <u>1 8 0 円</u>
小会議室	1 時間につき <u>1 5 0 円</u>

（長久手市文化の家条例の一部改正）

第 7 条 長久手市文化の家条例（平成 1 0 年長久手町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 8 条関係） 森のホール及びアトリビング 使用料	別表第 1（第 8 条関係） 森のホール及びアトリビング 使用料

(単位 円)	(単位 円)
【別記 9 参照】	【別記 9 参照】
備考 1 (略)	備考 1 (略)
2 アートリビング各室の利用について、商業宣伝、営業又はこれに類する目的で施設を利用するとき及び専ら営利を目的とし、入室者から受講料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、<u>アートリビングの項及び備考第 6 号</u>に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。	2 アートリビング各室の利用について、商業宣伝、営業又はこれに類する目的で施設を利用するとき及び専ら営利を目的とし、入室者から受講料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、<u>この表</u> _____ に定める使用料の 2 倍に相当する額とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
6 <u>アートリビング各室のうち</u>、食文化室については 1 時間につき <u>1, 2 2 0 円</u>、講義室 1 及び講義室 2 については 1 時間につき <u>5 5 0 円</u>、会議室 1 及び会議室 2 については 1 時間につき <u>2 4 0 円</u>、会議室 3 については 1 時間につき <u>1 5 0 円</u>、会議室 4 及び会議室 5 については 1 時間につき <u>1 2 0 円</u>とする _____。	6 _____ _____ 食文化室については 1 時間につき <u>8 2 0 円</u> _____、講義室 1 及び講義室 2 については 1 時間につき <u>4 4 0 円</u>、会議室 1 及び会議室 2 については 1 時間につき <u>2 2 0 円</u>、会議室 3 については 1 時間につき <u>1 4 0 円</u>、会議室 4 及び会議室 5 については 1 時間につき <u>1 2 0 円</u>で使用する<u>ことがで</u> <u>きる</u>。
別表第 2 (第 8 条関係)	別表第 2 (第 8 条関係)
長久手市勤労者文化小劇場使用料	長久手市勤労者文化小劇場使用料
ア 勤労者等	ア 勤労者等

(単位 円)	(単位 円)
【別記 1 0 参照】	【別記 1 0 参照】
イ 勤労者以外の者	イ 勤労者以外の者
(単位 円)	(単位 円)
【別記 1 1 参照】	【別記 1 1 参照】
備考 (略)	備考 (略)

【別記 9】

改正後

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
森のホール	4 万 8, 6 0 0	6 万 7 5 0	7 万 2, 9 0 0	1 0 万 9, 3 5 0	1 3 万 3, 6 5 0	1 8 万 2, 2 5 0
	楽屋 1 ～ 4	9 5 0 1, 2 7 0	1, 2 7 0 1, 2 7 0	2, 2 2 0 2, 2 2 0	2, 5 4 0 2, 5 4 0	3, 4 9 0 3, 4 9 0
	楽屋 5 ～ 9	6 0 0 8 1 0	8 1 0 8 1 0	1, 4 1 0 1, 4 1 0	1, 6 2 0 1, 6 2 0	2, 2 2 0 2, 2 2 0
アールトリ	光のホール	8, 0 5 0 1 万 7 4 0	1 万 7 4 0 1 万 7 4 0	1 万 8, 7 9 0 1 万 8, 7 9 0	2 万 1, 4 8 0 2 万 1, 4 8 0	2 万 9, 5 3 0 2 万 9, 5 3 0
	展示室	3, 5 5 0 4, 3 5 0	4, 7 3 0 4, 7 3 0	7, 9 0 0 7, 9 0 0	9, 0 8 0 9, 0 8 0	1 万 2, 6 3 0 1 万 2, 6 3 0

ビン グ	舞踊室	<u>2, 8 8</u> 0	<u>3, 3 9</u> 0	<u>3, 8 7</u> 0	<u>6, 2 7</u> 0	<u>7, 2 6</u> 0	<u>1 万 1 4</u> 0
	音楽室	<u>2, 8 8</u> 0	<u>3, 3 9</u> 0	<u>3, 8 7</u> 0	<u>6, 2 7</u> 0	<u>7, 2 6</u> 0	<u>1 万 1 4</u> 0
	小音楽室	<u>7 9 0</u> 0	<u>1, 0 5</u> 0	<u>1, 0 5</u> 0	<u>1, 8 4</u> 0	<u>2, 1 0</u> 0	<u>2, 8 9</u> 0
	音楽スタジオ	<u>7 7 0</u> 0	<u>1, 0 3</u> 0	<u>1, 0 3</u> 0	<u>1, 8 0</u> 0	<u>2, 0 6</u> 0	<u>2, 8 3</u> 0
	美術室	<u>2, 8 4</u> 0	<u>3, 7 8</u> 0	<u>3, 7 8</u> 0	<u>6, 6 2</u> 0	<u>7, 5 6</u> 0	<u>1 万 4 0</u> 0
	多目的室	<u>1, 0 6</u> 0	<u>1, 4 1</u> 0	<u>1, 4 1</u> 0	<u>2, 4 7</u> 0	<u>2, 8 2</u> 0	<u>3, 8 8</u> 0
	暗室	<u>4 1 0</u> 0	<u>5 5 0</u> 0	<u>5 5 0</u> 0	<u>9 6 0</u> 0	<u>1, 1 0</u> 0	<u>1, 5 1</u> 0
	和室 1	<u>4 0 0</u> 0	<u>5 4 0</u> 0	<u>5 4 0</u> 0	<u>9 4 0</u> 0	<u>1, 0 8</u> 0	<u>1, 4 8</u> 0
	和室 2	<u>5 4 0</u> 0	<u>7 2 0</u> 0	<u>7 2 0</u> 0	<u>1, 2 6</u> 0	<u>1, 4 4</u> 0	<u>1, 9 8</u> 0

改正前

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 1 0 時ま で
森のホール	<u>3 万 2,</u>	<u>4 万 5 0</u>	<u>4 万 8,</u>	<u>7 万 2</u>	<u>8 万 9</u>	<u>1 2 万</u>

		<u>4 0 0</u>	<u>0</u>	<u>6 0 0</u>	<u>, 9 0 0</u>	<u>, 1 0 0</u>	<u>1, 5 0</u>
							<u>0</u>
	楽屋 1 ~	<u>6 4 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>8 6 0</u>	<u>1, 5 0</u>	<u>1, 7 2</u>	<u>2, 3 6</u>
	4		<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	楽屋 5 ~	<u>4 0 0</u>	<u>5 4 0</u>	<u>5 4 0</u>	<u>9 4 0</u>	<u>1, 0 8</u>	<u>1, 4 8</u>
	9			<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
ア ー ト リ ビ ン グ	光のホー ル	<u>6, 1 0</u>	<u>8, 1 4</u>	<u>8, 1 4</u>	<u>1 万 4,</u>	<u>1 万 6,</u>	<u>2 万 2,</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2 4 0</u>	<u>2 8 0</u>	<u>3 8 0</u>
	展示室	<u>2, 4 2</u>	<u>2, 9 0</u>	<u>3, 2 4</u>	<u>5, 3 2</u>	<u>6, 1 4</u>	<u>8, 5 6</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	舞踊室	<u>1, 9 2</u>	<u>2, 2 6</u>	<u>2, 5 8</u>	<u>4, 1 8</u>	<u>4, 8 4</u>	<u>6, 7 6</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	音楽室	<u>1, 9 2</u>	<u>2, 2 6</u>	<u>2, 5 8</u>	<u>4, 1 8</u>	<u>4, 8 4</u>	<u>6, 7 6</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	小音楽室	<u>7 2 0</u>	<u>9 6 0</u>	<u>9 6 0</u>	<u>1, 6 8</u>	<u>1, 9 2</u>	<u>2, 6 4</u>
			<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	音楽スタ ジオ	<u>7 4 0</u>	<u>9 4 0</u>	<u>1, 0 4</u>	<u>1, 6 8</u>	<u>1, 9 8</u>	<u>2, 7 2</u>
			<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	美術室	<u>2, 2 6</u>	<u>2, 5 8</u>	<u>2, 9 0</u>	<u>4, 8 4</u>	<u>5, 4 8</u>	<u>7, 7 4</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	食文化室	<u>2, 2 6</u>	<u>2, 5 8</u>	<u>2, 9 0</u>	<u>4, 8 4</u>	<u>5, 4 8</u>	<u>7, 7 4</u>
		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	多目的室	<u>9 6 0</u>	<u>1, 2 8</u>	<u>1, 2 8</u>	<u>2, 2 4</u>	<u>2, 5 6</u>	<u>3, 5 2</u>
		<u>—</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	暗室	<u>3 8 0</u>	<u>5 0 0</u>	<u>5 2 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>1, 0 2</u>	<u>1, 4 0</u>
						<u>0</u>	<u>0</u>
	講義室 1	<u>1, 2 8</u>	<u>1, 4 4</u>	<u>1, 6 2</u>	<u>2, 7 2</u>	<u>3, 0 6</u>	<u>4, 3 4</u>

	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
講義室 2	<u>1, 2 8</u>	<u>1, 4 4</u>	<u>1, 6 2</u>	<u>2, 7 2</u>	<u>3, 0 6</u>	<u>4, 3 4</u>
	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
会議室 1	<u>6 6 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>1, 5 4</u>	<u>1, 7 6</u>	<u>2, 4 2</u>
				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
会議室 2	<u>6 6 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>8 8 0</u>	<u>1, 5 4</u>	<u>1, 7 6</u>	<u>2, 4 2</u>
				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
会議室 3	<u>4 2 0</u>	<u>5 6 0</u>	<u>5 6 0</u>	<u>9 8 0</u>	<u>1, 1 2</u>	<u>1, 5 4</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>
会議室 4	<u>3 4 0</u>	<u>4 6 0</u>	<u>4 6 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>9 2 0</u>	<u>1, 2 6</u>
						<u>0</u>
会議室 5	<u>3 4 0</u>	<u>4 6 0</u>	<u>4 6 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>9 2 0</u>	<u>1, 2 6</u>
						<u>0</u>
和室 1	<u>4 4 0</u>	<u>5 2 0</u>	<u>6 0 0</u>	<u>9 6 0</u>	<u>1, 1 2</u>	<u>1, 5 6</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>
和室 2	<u>6 0 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>7 4 0</u>	<u>1, 2 6</u>	<u>1, 4 0</u>	<u>2, 0 0</u>
				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

【別記 1 0】

改正後

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 1 0 時ま で	午前 9 時 から午後 1 0 時ま で

長 久 手 市 勤 労 者 文 化 小 劇 場	風のホー ル	<u>1万8,</u>	<u>2万4,</u>	<u>2万8,</u>	<u>4万3,</u>	<u>5万3,</u>	<u>7万2,</u>
		<u>580</u>	<u>780</u>	<u>910</u>	<u>360</u>	<u>690</u>	<u>270</u>
	楽屋A ～C	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>680</u>	<u>1,19</u>	<u>1,36</u>	<u>1,87</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	楽屋D	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>680</u>	<u>1,19</u>	<u>1,36</u>	<u>1,87</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

改正前

	利用時間	午前	午後	夜間	午前・午 後	午後・夜 間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時ま で	午前9時 から午後 10時ま で
長 久 手 市 勤 労 者	風のホー ル	<u>1万2,</u>	<u>1万6,</u>	<u>1万9,</u>	<u>2万9,</u>	<u>3万5,</u>	<u>4万8,</u>
		<u>960</u>	<u>200</u>	<u>440</u>	<u>160</u>	<u>640</u>	<u>600</u>
	楽屋A ～C	<u>480</u>	<u>640</u>	<u>640</u>	<u>1,12</u>	<u>1,28</u>	<u>1,76</u>
					<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	楽屋D	<u>300</u>	<u>420</u>	<u>420</u>	<u>720</u>	<u>840</u>	<u>1,14</u>
					<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0</u>

文化小劇場							
-------	--	--	--	--	--	--	--

【別記 1 1】

改正後

利用時間 利用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
長風の手市勤労者文化小劇場	風のホール	<u>2 万 1, 8 7 0</u>	<u>2 万 9, 1 6 0</u>	<u>3 万 4, 0 2 0</u>	<u>5 万 1, 0 3 0</u>	<u>6 万 3, 1 8 0</u>	<u>8 万 5, 0 5 0</u>
	楽屋 A ～ C	<u>6 0 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>1, 4 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>2, 2 0 0</u>
	楽屋 D	<u>6 0 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>8 1 0</u>	<u>1, 4 1 0</u>	<u>1, 6 2 0</u>	<u>2, 2 2 0</u>

改正前

利用時間 利用区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
長久手市勤労者文化小劇場	風のホール	<u>1 万 4, 5 8 0</u>	<u>1 万 9, 4 4 0</u>	<u>2 万 2, 6 8 0</u>	<u>3 万 4, 0 2 0</u>	<u>4 万 2, 1 2 0</u>	<u>5 万 6, 7 0 0</u>
	楽屋 A	<u>5 4 0</u>	<u>7 2 0</u>	<u>7 2 0</u>	<u>1, 2 6</u>	<u>1, 4 4</u>	<u>1, 9 8</u>
	～ C				<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
	楽屋 D	<u>4 0 0</u>	<u>5 4 0</u>	<u>5 4 0</u>	<u>9 4 0</u> —	<u>1, 0 8</u> <u>0</u>	<u>1, 4 8</u> <u>0</u>

(長久手市公民館条例の一部改正)

第 8 条 長久手市公民館条例（平成 13 年長久手町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 5 条関係）	別表（第 5 条関係）

【別記 1 2 参照】 備考 (略)	【別記 1 2 参照】 備考 (略)
-----------------------	-----------------------

【別記 1 2】

改正後

使用区分	使用料の額 (1 時間につき)
研修室	<u>7 7 0 円</u>
講義室	<u>1 9 0 円</u>
教養会議室の項 (略)	
和風会議室	<u>1 9 0 円</u>
学習室 1 の項 (略)	
学習室 2	<u>1 3 0 円</u>

改正前

使用区分	使用料の額 (1 時間につき)
研修室	<u>8 0 0 円</u>
講義室	<u>2 0 0 円</u>
教養会議室の項 (略)	
和風会議室	<u>2 0 0 円</u>
学習室 1 の項 (略)	
学習室 2	<u>1 4 0 円</u>

(長久手市市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 長久手市市民農園の設置及び管理に関する条例 (平成 1 5 年長久手町
条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第 2（第 9 条関係） 【別記 1 3 参照】 備考（略）	別表第 2（第 9 条関係） 【別記 1 3 参照】 備考（略）

【別記 1 3】

改正後

名称	使用料の額
長久手ふれあい農園たがやっ せ	1 区画につき年額 <u>1 万 8, 2 1 0 円</u>

改正前

名称	使用料の額
長久手ふれあい農園たがやっ せ	1 区画につき年額 <u>1 万 5, 0 0 0 円</u>

（長久手古戦場野外活動施設条例の一部改正）

第 1 0 条 長久手古戦場野外活動施設条例（平成 1 5 年長久手町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 5 条関係） 【別記 1 4 参照】 備考（略）	別表（第 5 条関係） 【別記 1 4 参照】 備考（略）

【別記 1 4】

改正後

使用区分			使用料の額					
			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時
和弓 場	個 人	中学生 以上大 学生以 下	<u>1 3 0 円</u>	<u>1 8 0 円</u>	<u>1 8 0 円</u>	3 0 0 円	3 0 0 円	<u>4 6 0 円</u>
		その他	<u>2 0 0 円</u>	<u>2 7 0 円</u>	<u>2 7 0 円</u>	<u>4 6 0 円</u>	<u>4 6 0 円</u>	<u>6 9 0 円</u>
	専用	<u>2, 0 7</u> <u>0 円</u>	<u>2, 7 6</u> <u>0 円</u>	<u>2, 7 6</u> <u>0 円</u>	<u>4, 6 0</u> <u>0 円</u>	<u>4, 6 0</u> <u>0 円</u>	<u>6, 9 3</u> <u>0 円</u>	
弓矢の項 (略)								

改正前

使用区分			使用料の額					
			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 5 時 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時
和弓 場	個 人	中学生	<u>1 5 0 円</u>	<u>1 5 0 円</u>	<u>1 5 0 円</u>	3 0 0 円	3 0 0 円	<u>4 5 0 円</u>
		以上大 学生以 下						
		その他	<u>2 2 0 円</u>	<u>2 2 0 円</u>	<u>2 2 0 円</u>	<u>4 4 0 円</u>	<u>4 4 0 円</u>	<u>6 6 0 円</u>
	専用		<u>1, 8 4</u> <u>0 円</u>	<u>1, 8 4</u> <u>0 円</u>	<u>1, 8 4</u> <u>0 円</u>	<u>3, 0 7</u> <u>0 円</u>	<u>3, 0 7</u> <u>0 円</u>	<u>4, 6 2</u> <u>0 円</u>

弓矢の項 (略)

(長久手市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 11 条 長久手市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例（平成 17 年長久手町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 10 条関係） 【別記 15 参照】 備考 (略)	別表（第 10 条関係） 【別記 15 参照】 備考 (略)

【別記 15】

改正後

区分	単位	使用料
活動室	1 か月につき	<u>4 万 5, 0 1 0 円</u>
集会室 1	1 時間につき	<u>6 5 0 円</u>
集会室 2	1 時間につき	<u>2 7 0 円</u>

改正前

区分	単位	使用料
活動室	1 か月につき	<u>3 万 8, 5 7 0 円</u>
集会室 1	1 時間につき	<u>5 6 0 円</u>
集会室 2	1 時間につき	<u>2 3 0 円</u>

(長久手市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部改正)

第 12 条 長久手市立小学校及び中学校施設使用料条例（平成 18 年長久手町

条例第 24 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表 (第 2 条関係) 【別記 16 参照】	別表 (第 2 条関係) 【別記 16 参照】

【別記 16】

改正後

施設		時間	使用料の額
体育館	小学校	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	<u>1,020 円</u>
		正午から午後 2 時 30 分まで	
		午後 2 時 30 分から午後 5 時まで	
		午後 6 時 30 分から午後 9 時まで	
	中学校	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	全面 <u>3,290 円</u> 半面 <u>1,640 円</u>
		正午から午後 2 時 30 分まで	
		午後 2 時 30 分から午後 5 時まで	
		午後 6 時 30 分から午後 9 時まで	
教室	小学校	午前 9 時から午前 11 時 30 分まで	<u>450 円</u>
	中学校	分まで	
		正午から午後 2 時 30 分まで	

		午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 まで	
--	--	----------------------------	--

改正前

施設		時間	使用料の額
体育館	小学校	午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	<u>1, 0 7 0 円</u>
		正午から午後 2 時 3 0 分まで	
		午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 まで	
		午後 6 時 3 0 分から午後 9 時 まで	
	中学校	午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	全面 <u>2, 1 4 0 円</u> 半面 <u>1, 0 7 0 円</u>
		正午から午後 2 時 3 0 分まで	
		午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 まで	
		午後 6 時 3 0 分から午後 9 時 まで	
教室	小学校	午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで	<u>3 0 0 円</u>
	中学校	正午から午後 2 時 3 0 分まで	
		午後 2 時 3 0 分から午後 5 時 まで	

(長久手市地域共生ステーション条例の一部改正)

第 1 3 条 長久手市地域共生ステーション条例 (平成 2 5 年長久手市条例第 3

2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第8条関係） 【別記17 参照】	別表（第8条関係） 【別記17 参照】

【別記17】

改正後

施設名	区分	単位	使用料
西小校区共生ステーション	会議室1	1時間につき	<u>510円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>510円</u>
市が洞小校区共生ステーション	会議室1	1時間につき	<u>290円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>290円</u>
	会議室3	1時間につき	<u>310円</u>
	会議室4	1時間につき	<u>570円</u>
北小校区共生ステーション	会議室1	1時間につき	<u>600円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>520円</u>
	会議室3	1時間につき	<u>500円</u>
南小校区共生ステーション	会議室1	1時間につき	<u>600円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>600円</u>

改正前

施設名	区分	単位	使用料
西小校区共生ステーション	会議室1	1時間につき	<u>430円</u>
	会議室2	1時間につき	<u>430円</u>
市が洞小校区共生	会議室1	1時間につき	<u>280円</u>

ステーション	会議室 2	1 時間につき	<u>2 8 0 円</u>
	会議室 3	1 時間につき	<u>2 8 0 円</u>
	会議室 4	1 時間につき	<u>3 8 0 円</u>
北小校区共生ステーション	会議室 1	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
	会議室 2	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
	会議室 3	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
南小校区共生ステーション	会議室 1	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>
	会議室 2	1 時間につき	<u>4 0 0 円</u>

(リニモテラス公益施設条例の一部改正)

第 1 4 条 リニモテラス公益施設条例（令和 2 年長久手市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 9 条関係） 【別記 1 8 参照】	別表（第 9 条関係） 【別記 1 8 参照】

【別記 1 8】

改正後

区分	単位	使用料
活動室 1（土間 1 を含む。）の項（略）		
活動室 2	1 時間につき	<u>6 6 0 円</u>
活動室 3 の項（略）		
和室	1 時間につき	<u>6 6 0 円</u>

改正前

区分	単位	使用料
活動室 1（土間 1 を含む。）の項（略）		
活動室 2	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>
活動室 3 の項（略）		
和室	1 時間につき	<u>5 0 0 円</u>

（長久手市福祉の家条例の一部改正）

第 1 5 条 長久手市福祉の家条例（令和 6 年長久手市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 5 条関係） 生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センター 単位：円 【別記 1 9 参照】	別表（第 5 条関係） 生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センター 単位：円 【別記 1 9 参照】

【別記 1 9】

改正後

室名	単位	使用料金
工房 1	1 時間	<u>4 5 0</u>
工房 2		<u>4 5 0</u>
研修室		<u>4 5 0</u>
会議室		<u>4 5 0</u>
集会室		<u>1, 1 4 0</u>
機能回復訓練室		<u>1, 1 4 0</u>

歩行浴室及び福祉浴室の項 （略）

改正前

室名	単位	使用料金
工房 1	1 時間	<u>3 0 0</u>
工房 2		<u>3 0 0</u>
研修室		<u>3 0 0</u>
会議室		<u>3 0 0</u>
集会室		<u>7 6 0</u>
機能回復訓練室		<u>7 6 0</u>
歩行浴室及び福祉浴室の項（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、使用料及び手数料の適正化に関する方針に基づき受益者負担の適正化を図るため、使用料の改定を行うことに関し、長久手市使用料及び手数料条例等の一部を改正するものです。

（背景・目的）本市の「使用料及び手数料の適正化に関する方針」では、使用料を原則５年ごとに見直すことと規定しており、前回の改定から令和９年４月で５年が経過することから、使用料の見直しを行います。

2 改正の内容

以下の条例の使用料の額を改めること。

- (1) 第１条（長久手市使用料及び手数料条例の一部改正）
- (2) 第２条（長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (3) 第３条（長久手市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (4) 第４条（長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (5) 第５条（色金山歴史公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (6) 第６条（長久手交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (7) 第７条（長久手市文化の家条例の一部改正）
- (8) 第８条（長久手市公民館条例の一部改正）
- (9) 第９条（長久手市市民農園の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (10) 第１０条（長久手古戦場野外活動施設条例の一部改正）
- (11) 第１１条（長久手市まちづくりセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- (12) 第１２条（長久手市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部改正）
- (13) 第１３条（長久手市地域共生ステーション条例の一部改正）
- (14) 第１４条（リニモテラス公益施設条例の一部改正）
- (15) 第１５条（長久手市福祉の家条例の一部改正）

3 今後の影響

改正の対象となる使用料が変更となります。

4 附則について

- (1) この条例は、令和9年4月1日から施行するものとします。
- (2) この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例によるものとします。